

○DNA型鑑定の運用に関する指針について

令和3年3月22日

道本鑑第4278号（生企・地・刑・研・交捜・公1合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

DNA型鑑定については、「DNA型鑑定の運用に関する指針について」（平22. 11. 26道本鑑第2569号（生企・地・刑・研・交捜・公1合同）。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、旧通達の保存期間が満了することに伴い、新たに別添のとおり運用に関する指針を定め、引き続き適正な運用を図ることとしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

DNA型鑑定の運用に関する指針

1 目的

この指針は、警察本部科学捜査研究所（以下「科捜研」という。）が行うDNA型鑑定に関し、必要な事項を定め、もってDNA型鑑定の適正な運用を図ることを目的とする。

2 DNA型鑑定の意義及び活用の目的

(1) 意義

DNA型鑑定は、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNAの塩基配列の多型性に着目し、これを分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法である。

なお、この鑑定は、遺伝病等の特定の遺伝形質の有無やその内容を分析するものではなく、また、そのようなことが可能な鑑定法ではないことをよく理解しておかなければならない。

(2) 活用の目的

DNA型鑑定は、血痕等の現場資料からの被疑者の特定、被疑者でない者の捜査対象からの除外等の個人識別に活用するものとする。

3 鑑定員

DNA型鑑定は、科学警察研究所の法科学研修所において所要の研修課程を修了し、DNA型鑑定に必要な知識及び技能を修得したと認められる者に対し、科学警察研究所長が交付するDNA型鑑定資格認定書を有する鑑定技術職員が行うものとする。

4 検査施設、鑑定方法等

DNA型鑑定に係る検査は、DNA型検査専用施設等において、科学警察研究所長が別に定める鑑定方法、検査機器及び検査試薬を用いて行わなければならない。

5 鑑定資料

(1) 鑑定対象資料

DNA型鑑定の対象となる資料（以下「資料」という。）で、その主なものは次のとおりである。

ア 血液（次のイの事項に掲げる血液を除く。）・血痕、精液・精液斑、精液及び膿液等の混合液・混合斑、唾液・唾液斑、毛根鞘の付いた毛髪、皮膚、筋、骨、歯、爪、臓器等の組織片

イ 被疑者又は被害者等から提出を受けた口腔内細胞、及び被疑者の身体から採取

した血液

(2) 鑑定資料取扱上の留意事項

ア 採取時等の留意事項

資料の採取等に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

また、採取状況、採取経過を明らかにするなど証拠の証明力の確保に努めるとともに、資料を取り扱う際には、資料の汚染防止や他の資料との接触及び混同等の防止に十分留意すること。

- (ア) 血痕、精液斑等は、可能な限り、付着したままの状態で採取すること。ただし、これにより難しい場合で、乾燥して血粉状又は鱗片状を呈するなど剥離可能な場合は剥がし取り、その他の場合は、蒸留水又は生理的食塩水で湿らせた綿棒等に転写するなどして採取すること。
- (イ) 未乾燥又は流動性を有する血液（(1)のイの事項に掲げる血液を除く。）、精液等は、滅菌済みの注射筒等を用いて資料を容器に入れて採取すること。
- (ロ) 死体の心臓血及び筋、臓器（心臓、肝臓、腎臓等）等の組織片については、損壊していないものを採取するよう努めること。
- (ハ) 毛根鞘が付いている毛髪は、一本ごとに個別に採取し、適切な容器等に入れるなどして毛根鞘の脱落防止を図ること。
- (ニ) 血痕を検索する際に使用するルミノール試薬、精液斑を検索する際に使用するSMテスト試薬等の噴霧は、必要最小限にとどめること。
- (ホ) 資料として被疑者又は被害者等から口腔内細胞の提出を受け、又は被疑者から血液を採取する場合には、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）等の定めに従い適切に行うこと。

なお、資料の採取に当たっては、鑑定に必要な量を採取するものとする。

- (ヘ) 採取等した資料は、鑑定嘱託されるまでの間、資料の変質防止等に努めるとともに、他の資料との接触及び混同を防止するため、採取等年月日、事件名、資料名等を記載したラベルを貼付するなどして個別の容器等に収納保存すること。

イ 現場資料の鑑定及び鑑定後の留意事項

- (ア) 鑑定は、なるべく資料の一部をもって行い、証拠物として押収手続きにより採取した当該資料の残余又は鑑定後に生じた試料（科捜研において鑑定に使用するため資料から採取等して分離した物をいう。以下同じ。）の残余は、再鑑定に配慮し、保存すること。この際、冷凍庫や超低温槽の活用を図ること。
- (イ) 資料の残余又は試料の残余は、他の資料との接触及び混同を防止するため、個別の容器・袋等に収納保存すること。

なお、保存容器は凍結により破損しないものを使用すること。

- (ロ) (ア)の事項に定める保存に当たっては、資料の残余について採取・保存年月日、事件名、押収した際の資料名等を、試料の残余については同表記に加えて資料の残余との同一性を明らかにする事項を記載したラベルを貼付するなどして分類保存するとともに、保存簿冊を備え付け、保存の状態を明らかにしておくこと。

ウ 口腔内細胞等の資料の措置

- (1)のイの事項に掲げる資料について、残余が生じた場合には、次により措置するものとする。

- (ア) 被疑者又は被害者等から任意提出を受けた口腔内細胞については、任意提出書の提出者処分意見欄の記載に従って措置することとなるが、警察の処分に委ねられている場合は、これを廃棄すること。
- (イ) 鑑定処分許可状等により被疑者の身体から採取した血液については、廃棄すること。

6 鑑定書等の取扱い及び保管

鑑定書その他鑑定結果又はその経過等が記載されている書類については、刑訴法等の定めに従って適切に取り扱うとともに、将来の公判等に備えて適切に保管すること。